

事務連絡
平成31年2月5日

公益社団法人
全日本不動産協会宮崎県本部本部長 殿

宮崎県県土整備部建築住宅課
宅地審査担当リーダー

新たな外国人材受入に係る制度説明会について

このことについて、別添のとおり法務省入国管理局から案内がありましたのでお知らせします。
つきましては、貴協会会員の皆様方に周知をお願いします。

また、参加を希望される会員の皆様は、平成31年2月15日（金）までに別添様式により、
FAXにて宮崎県商工政策課に申し込んでください。

- ・宮崎県商工政策課FAX：0985-26-7337
- ・席には限りがあります（150）。参加希望多数の場合は先着順となります。

出入国管理及び難民認定法 及び 法務省設置法 の一部を改正する法律の概要について

新たに外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号：不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に從事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号：同分野に属する熟練した技能を要する業務に從事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画には、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)(2)の基準に適合するものとなる。
- (2) 委託を受けた特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関にに対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対する規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人：特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人：特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人：これらの外国人の総称

新たな外国人材受入れに係る制度説明会 Q & A

Q どのような説明会ですか。

A 昨年の臨時国会で成立した改正入管法に基づき創設される新しい在留資格「特定技能」についての説明会です。

Q 「特定技能」とはどのような在留資格なのですか。

A 「特定技能」は人手が不足している分野において、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人の方に付与される在留資格であり、これまでの外国人材の受入れ範囲を拡大するものです。

Q どのような分野で受け入れられるのですか。

A 次の14分野です。

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造、外食業

Q 14分野なら全て外国人を雇用できるのですか。

A 分野に属していれば全て受け入れられるわけではなく、他の在留資格と同様に法令上の要件がありますので、説明会で御説明いたします。

Q 宮崎県での説明会は今回だけですか。

A 多数の御要望がありましたら、調整の上、第2回以降の開催も検討いたします。

(別紙様式)

宮崎県商工政策課 企画調整担当 森山、原田 行

FAX: 0985-26-7337

新たな外国人材受入れに係る制度説明会に参加を希望します。

企業・団体名 _____

住所 _____

電話 _____

業種（該当するものに○） _____

介護、ビルクリーニング、素形材産業、
産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、
宿泊、農業、漁業、飲食料品製造、外食業、
その他

[参加者名]

役職名	氏名

※お忙しいところ大変恐縮ですが、参加希望の場合、

平成31年2月15日（金）までにFAXにて申込みをお願いいたします。

席に限りがございます（150席）。このため、参加希望多数の場合は、先着順とさせていただきます。